

宮崎県特定診療科専門研修資金

宮崎県では、将来、県内で勤務する意志のある
県内の特定診療科（産科、小児科、総合診療）の専攻医に対し、
 専門研修資金の貸与を行っています！

対象

県内の専門研修基幹施設が作成する専門研修プログラムのうち、
特定診療科（産科、小児科、総合診療）の専攻医
※自治医科大学卒業医師は除く

貸与額

月額10万円（最大3年間貸与）



返還免除要件

専門研修修了後、貸与期間に相当する期間、県内の指定医療機関に勤務し、かつ宮崎東諸県医療圏以外の指定医療機関に1年以上勤務することで、返還が免除されます。
※貸与期間が1年未満の場合は、貸与期間に相当する期間、宮崎東諸県医療圏以外で勤務することで返還免除となります。

指定医療機関

- ① 県内の公的医療機関
- ② 専門研修プログラムの県内の基幹施設又は連携施設

義務履行イメージ

○ 3年間貸与した場合の例

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
キャリア	臨床研修		専門研修			専門医				
通常			専門研修資金 貸与期間			専門研修資金 義務履行期間		返還免除		
勤務先の地域						A	B	A		
中断をはさむ場合			専門研修資金 貸与期間			専門研修資金 義務履行期間		一時中断	専門研修資金 義務履行期間	
勤務先の地域						A	B	育休	A	

※勤務先の地域について：A→宮崎東諸県医療圏、B→Aを除く二次医療圏

※医師修学資金の貸与を受けている場合は、医師修学資金の義務履行修了後に本研修資金の義務履行開始となります。



義務履行中の出産・育児等のライフイベントや
キャリア形成に資する研修等（5年以内に限る）では、
 一時中断を行い、義務履行を果たすことが可能です。